資料1

議題１　新型コロナウイルス感染症対応に係る在宅型テレワーク等の実施について（豊橋市提出）

市名	回答						
	（1）在宅型テレワーク等の実施状況（直近3か月程度の期間における関係職員の実施割合）			（2）		（3）	
	①テレワーク	②分散勤務	③時差出勤	在宅型テレワークの進捗状況	【想定通り進んでいない場合】理由	各市における現在の運用方法	苦慮している点
名古屋市	ほとんどない	未実施	1割程度	想定通り進んでいない	税務情報端末を自宅で利用できないため	新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者等となり、職員本人に症状はないが出勤が抑制される場合に、本庁職員や役職者を中心に在宅型テレワークを実施している。 時差出勤については、通常の勤務時間から前後１時間の時差を認めている。	特定個人情報を扱う端末、及び個人情報を含む紙資料を自宅に持ち帰ることは困難であるため、市税事務所職員が在宅で遂行できる業務が少ない。 また、窓口を持つ職場では、開庁時間と異なる時刻の勤務が難しい。
豊橋市	1割程度（在宅型）	1割程度（会議室）	未実施	想定通り進んでいない	住基・税情報端末及び紙資料を自宅で利用できないため	テレワーク端末を利用し、業務マニュアルの作成、契約資料の作成、または研修受講及び研修資料の作成等、個人情報を含まない業務を実施している。	可能な業務が少ない。　万が一のシフト体制（2交代、3交代　本市は3交代を想定）
岡崎市	なし	なし	２割程度（資産税課） ７回/26人（納税課） なし（市民税課）	想定通り進んでいない	個人情報、特定個人情報をテレワークで取り扱うことができないため、統計作業や研修資料作成しか行えないが、それのみで１日の仕事となるようなことがないため	・個人情報を含む基幹システムはテレワークで使用できない ・税システムについてはテレワーク対象外 ・税システム以外については、情報システム部門より財務部に数台支給されたタブレットＰＣでクラウドを経由して対応可	・（２）記載のとおり ・クラウドにより税システムを扱った業務をテレワークで行えないため、固定資産税部門においてはテレワークによる業務遂行が難しいこと
一宮市	未実施	未実施	１割程度	想定通り進んでいない	提案市と同様に、住基・税情報端末及び紙資料を自宅で利用できないため	個人情報を含まない業務について、在宅型テレワークを実施している。	提案市と同様に、個人情報を含まない業務を中心に在宅型テレワークを実施しているが、可能な業務が少ない。
瀬戸市	実施なし	実施なし	実施なし	想定通り進んでいない	個人情報を持ち出すことができず、可能な業務が非常に少ないため。	実施なし	実施なし
半田市	固定資産税（土地）担当者３名が、一月当たり１人２日程度実施した。 その他として、オンライン研修の受講のみ在宅型テレワークで行った。	該当なし	１時間ずらし（前倒し）勤務者あり。 ※新型コロナウイルス感染症以外の事情	想定通り進んでいる			テレワーク用のパソコンが足らないこともあり、テレワークの実施例はそれほど多くないが、そもそも、個人情報を含まない業務が少ない税務課においては、テレワーク可能な業務が少なくテレワークにはなじまないと考えているため、可能な範囲内で実施すれば良いとして、拡大推進の必要性を感じていないので、特に苦慮している点はない。
春日井市	１割未満	未実施	未実施	想定通り進んでいない	・住基・税情報端末及び紙資料を自宅で利用できないため。 ・窓口及び電話対応等、テレワークでは対応できないため。	・自治体テレワークシステムを利用した資料作成等の業務 ・オンライン研修等を自宅で受講	・個人情報を含まない業務を中心として在宅型テレワークを実施しているが、可能な業務が少ない。 ・テレワークの人数を増やすと、窓口及び電話対応等に支障をきたす恐れがある。
豊川市	未実施	未実施	未実施	想定通り進んでいない	住基、税情報端末及び紙資料を自宅で利用できないため	ＷＥＢ研修を在宅型テレワークで実施した実績がある	業務のほとんどが個人情報を含むこと及び税情報端末を自宅で利用できないため、在宅型テレワークを実施できる業務が少ない。
津島市	実施なし	実施なし	実施なし		現在は運用されていません。	Ｒ3.9.30迄運用ししていましたが、現在は運用していません。	運用していた当時は、当市も同様の点で苦慮しており、個人情報を取り扱う業務の性質上、在宅での業務に限りがある。

資料1

議題１　新型コロナウイルス感染症対応に係る在宅型テレワーク等の実施について（豊橋市提出）

市名	回答						
	（1）在宅型テレワーク等の実施状況（直近3か月程度の期間における関係職員の実施割合）			（2）		（3）	
	①テレワーク	②分散勤務	③時差出勤	在宅型テレワークの進捗状況	【想定通り進んでいない場合】理由	各市における現在の運用方法	苦慮している点
碧　南　市				想定通り進んでいない	住基・税情報端末及び紙資料を自宅で利用できないため	オンライン研修等があれば在宅で行うことも可としている。	在宅で行える業務が少ない。
刈　谷　市	未実施	未実施	未実施	想定通り進んでいない	住基・税情報端末及び紙資料を自宅で利用できないため。	セキュリティインシデントを防ぐ観点から、個人情報を含む紙資料を職場外に持ち出すことが困難である。	テレワーク端末を利用し、個人情報を含まない業務を中心として在宅型テレワークを実施しているが、可能な業務が少ない。
豊　田　市	未実施	未実施	未実施	想定通り進んでいない	住基・税情報端末及び紙資料を自宅で利用できないため	ほとんど実施しておりません	個人情報を含む業務が大半のため、実施することが難しい
安　城　市	１割未満（在宅型）	１割未満（会議室、土日勤務）	１割程度	想定通り進んでいない	住基・税情報端末及び紙資料を庁舎外に持ち出せないため	テレワーク端末を利用し、各種業務マニュアルや内部研修資料の作成など個人情報を含まない業務や外部研修の受講、リモート会議の出席などを実施。	税情報等の個人情報を庁舎外に持ち出すことができないため、実施可能な業務が限定的である。
西　尾　市	実施（1/45人　内育休1人）	未実施	実施（1/45人　内育休1人）	想定通り進んでいない	住基・税情報端末及び紙資料を自宅で利用できないため	リモート研修実施	可能な業務が少ないため、実施に消極的
蒲　郡　市	未実施	未実施	未実施	想定通り進んでいない	住基・税情報端末及び紙資料を職場外で利用できないため	現在は運用できていない	住基・税情報端末が職場外で利用できず。個人情報を含む資料を持ち出すことが困難であるため、テレワーク可能な業務が少ない。
犬　山　市	WEB研修 4.5日／直近３か月中	-	-	想定通り進んでいない	住基・税情報端末及び紙資料を自宅で利用できない。	会議の開催をZoom等で行う際にテレワークを実施している状況。個人情報を自宅で扱うことができないことに併せ、窓口業務も多いため①～③を積極的に実施することは困難。	積極的に実施する環境が整っていない。
常　滑　市	未実施	未実施	未実施	想定通り進んでいない	自宅では、窓口業務、電話の問い合わせ及個人番号利用事務系端末の操作に対応できない。	内部事務が多い部署で実施することはあるが、窓口対応や個人番号利用事務系端末の操作が主な業務となる税務課では実施していない。	在宅型テレワークを実施するには、対応可能な業務が少なすぎる。
江　南　市	実績なし	実績なし	実績なし	想定通り進んでいない	住基・税情報端末及び紙資料を自宅で利用できないため	在宅勤務申請書を作成し、人事Gに提出。ICT担当から在宅勤務用パソコンを借用し、在宅勤務を行う。後日、在宅勤務の結果を報告する。	業務が在宅ワークに適していない。
小　牧　市	実績なし	実績なし	ほぼしていない（１割以下）	想定通り進んでいない	住基・税情報端末及び紙資料を自宅で利用できないため	小牧市情報セキュリティポリシーにより個人情報、機密性の高い情報は持ち出し不可。	可能な業務が少なく、在宅型テレワークが浸透しない。 徴収部門については、新型コロナウイルス感染症に伴う第1回目の緊急事態宣言期間に在宅勤務を数日実施したのみで、以降実施していない。個人情報保護の観点から今後も行う予定はないが、苦慮している点はない
稲　沢　市	0.00% （実績あり）	未実施	6.2%	想定通り進んでいない	住基・税情報端末及び個人情報を含む紙資料を自宅で利用できないため	自治体テレワークシステムを利用してテレワーク端末からLG系端末へアクセスするため、個人情報を取り扱わない業務をテレワークの対象としています。 具体的には、課の管理業務や例規改正事務について実績があります。	税務関係業務は個人情報を取り扱う業務が主であるため、テレワークで継続的に対処できる業務が少ない。
新　城　市	未実施	未実施	未実施	想定通り進んでいない	住基・税情報端末、紙資料を自宅で利用できないため。	なし	在宅で行える業務が殆どない。

資料1

議題１　新型コロナウイルス感染症対応に係る在宅型テレワーク等の実施について（豊橋市提出）

市名	回答						
	（1）在宅型テレワーク等の実施状況（直近3か月程度の期間における関係職員の実施割合）			（2）		（3）	
	①テレワーク	②分散勤務	③時差出勤	在宅型テレワークの進捗状況	【想定通り進んでいない場合】理由	各市における現在の運用方法	苦慮している点
東　海　市	１割未満	未実施	未実施	想定通り進んでいない	テレワークが可能な事務の整理が進まないため	LTE接続機器を利用したテレワークを、原則、対象を部分休業を取得する子育てを行う職員、妊娠中の職員その他介護等の家庭事情を有する職員とし、一箇月に３回までの利用を可能とする勤務を試行実施しているが、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等については優先して利用することができるとしているもの	LTE接続機器を利用し、市とネットワーク接続できるものの、事務を行う上で紙媒体の資料の取扱いが必要なこと
大　府　市	未実施。（令和4年3月に2名新型コロナウイルス感染症に罹患もしくは濃厚接触者となった際に実施。）	未実施。（令和2・3年度中は一時期に実施していた。）	2.5割実施。	想定通り進んでいる	個人情報を含まない業務を行ったため、計画通りとなった。ただし、スポットでやる分には業務があるが継続的に実施していくには、税業務は個人情報があるためなじまないと感じた。	新型コロナウイルス感染症等に罹患（執務できない場合）した場合や新型コロナウイルス感染症に関して濃厚接触者となった場合などのスポットで活用。	スポットでやる分には業務があるが継続的に実施していくには、税業務は個人情報があるためなじまないと感じた。
知　多　市	未実施	未実施	未実施	想定通り進んでいない	現在は業務繁忙期ではないため、夏季休暇や年次有給休暇を積極的に取得することで人員の分散を図っており、テレワーク等の推進はしていない。	昨年、個人情報を取り扱わない業務に対して在宅型テレワークを実施しました。 しかし、税業務ではほぼ個人情報を取り扱うため、在宅型テレワークの推進は困難である。	貴市と同様に考えております。
知　立　市	期間中（6～8月の3か月間）、課長含む職員27人中1人（1日）	執務室の分散による勤務は行っていない	過去3か月では実績なし	想定通り進んでいない	住基・税情報端末及び紙資料を自宅で利用できないため	人事担当課より当分の間「在宅勤務・分散勤務（早出・遅出）」の推進について依頼あり	貴市同様に苦慮している他、職員でコロナ感染や濃厚接触となった場合、現時点（2022年９月上旬）の制度では出勤できなくなるため、時差出勤等を行うと通常業務時間の人員が確保できなくなり申告時期を中心に窓口対応に支障が出る。
尾 張 旭 市	３割程度	実施していません	２割程度	想定通り進んでいない	提案市と同様の理由です。	在宅勤務用パソコンを個人情報を含まない業務に使用しています。	住基系端末を使用した業務が主であるのにそれができない点です。
高　浜　市	未実施	未実施	未実施	想定通り進んでいない	住基・税情報端末及び紙資料を自宅で利用できないため 来庁者や電話での対応に人員を要するため	課内に配布されているテレワーク端末を自宅に持ち帰り、自宅で接続することにより、普段自席で使用しているＰＣの環境で作業可能。	議題提案市同様
岩　倉　市	実施できていない。	昼休憩を分散してとり、執務スペースの職員数を減らしている。	1割程度	想定通り進んでいない	住基・税情報システム及び紙資料を自宅で利用できないため	テレワークでは個人情報を含まない限られた業務のみとなる。	貴市と同様でテレワークで可能となる業務が限られるため、テレワークが推進していない。
豊　明　市	WEB研修受講時に実施した職員はいるが、基本的に実施することができていない。	実施していない	業務の関係上数回実施した職員はいるが、基本的には実施することができていない。				
日　進　市	1割未満	未実施	未実施	想定通り進んでいない	住基・税情報端末及び紙資料を自宅で利用できないため。	研修等の個人情報等を含まない業務で実施している。	個人情報等に関する業務を職場外で行うことができないため、在宅型テレワーク等ができる業務が少ない。

資料１

議題１　新型コロナウイルス感染症対応に係る在宅型テレワーク等の実施について（豊橋市提出）

市名	回答						
	（1）在宅型テレワーク等の実施状況（直近3か月程度の期間における関係職員の実施割合）			（2）		（3）	
	①テレワーク	②分散勤務	③時差出勤	在宅型テレワークの進捗状況	【想定通り進んでいない場合】理由	各市における現在の運用方法	苦慮している点
田　原　市	１件	未実施	未実施	想定通り進んでいない	住基・税情報端末等、自宅で利用できないため	個人情報を含まない業務について可能な範囲で実施	テレワーク端末を利用してできる業務が限られてくるため、テレワークの実施が難しい。
愛　西　市	未実施	未実施	未実施	想定通り進んでいない	税システム及び課税資料を自宅で利用できないため。	市の運用方法として、現在、在宅型テレワークが実施されていない。	
清　須　市	未実施	未実施	未実施	想定通り進んでいない	住基・税情報端末及び紙資料を自宅で利用ができないため。	テレワーク、分散勤務については、市として実施していない。 時差出勤は、市として午前７時３０分から午前１０時３０分までの範囲で出勤時間を変更して勤務することが可能であるが、現状は関係職員に実施者はいない。	個人情報の観点から資料及びデータを持ち出すことができない。 また、窓口対応業務が主であるため、在籍職員数が減ると、窓口や電話の待ち時間が長くなり、市民サービスの低下が懸念される。
北名古屋市	未実施	未実施	未実施	想定通り進んでいない	税務課の業務が個人情報を取り扱うことが多く、セキュリティの関係で自宅で行うことができる業務が少ないので、テレワークにそぐわないため。	市全体のルールとして、在宅型テレワークを実施しています。なお、自宅で使用できるパソコンは在宅型テレワーク専用のもので、対象業務は限られています。	御市と同様、セキュリティの関係で住基・税情報端末及び個人情報を含む文書の庁舎からの持ち出しは認められておらず、自宅で行うことができる業務が少ないため、在宅型テレワークの実施に苦慮しています。
弥　富　市	実施していません	実施していません	実施していません	想定通り進んでいない	個人情報を持ち出すことができないため、在宅勤務の業務が限定されるため。	在宅勤務、時差出勤	個人情報を持ち出すことができないため、在宅勤務の業務が限定されること。
みよし市	研修等、リモート対応できるもののみ実施（在宅型）	未実施	未実施（令和３年度は実施）	想定通り進んでいない	住基・税情報端末及び紙資料を自宅で利用できないため	研修等、リモート対応できるもののみ実施	本市も豊橋市と同様の理由で苦慮している。
あ　ま　市	未実施	未実施	未実施	想定通り進んでいない	税情報を閲覧することが出来ないため	未実施のため、特になし	税務課として、テレワークで行うことのできる業務が少なく、実施に至っていない。
長久手市	実施していない	実施していない	実施していない	想定通り進んでいない	住基・税情報端末及び紙資料を自宅で利用できないため。	テレワークは実施していない。	セキュリティの観点から、個人情報を含む紙資料等を職場外に持ち出すことが困難であり、在宅で実施が可能な業務が少ないため、在宅型テレワークは行っていない。